

お茶の水女子大学日本語文化学研究会会則（改定版）

2016年10月 改正

第1条 本会の名称を「お茶の水女子大学日本語文化学研究会」とする。

第2条 本会は日本語文化学・日本語教育の研究と会員相互の交流に努めることを目的とする。

第3条 本会は下記の事業を行う。

1. 研究会ならびに総会を開催する。
2. 研究会誌『言語文化と日本語教育』を発行する。
3. 第2条の目的に必要なその他の事業を行う。

第4条 本会は次の者によって構成する。

1. お茶の水女子大学の大学院生・卒業生・およびそれに準ずる者
2. お茶の水女子大学、現・旧教官
3. その他、本研究会の主旨に賛同する者

第5条 本会に下記の役員を置く。

1. 会長1名。お茶の水女子大学の専任教員の1人をもって、これに当てる。会長は本会を代表する。任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 名誉会長1名。本研究会の創設者である水谷信子先生の功績を讃えて、名誉会長とする。
3. 委員10名程度。任期2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 委員会は会長が招集し、下記の事項を処理する。
 - イ. 研究会ならびに総会の企画・実施
 - ロ. 研究会誌の編集・発行
 - ハ. 会計事務
 - ニ. その他会務に関する事項
5. 会計監査2名。任期2年。委員会の推薦により決定する。

第6条 本会の経費は下記のとおり定める。

1. 会費・寄付金およびその他の収入。
2. 会費は総会の議を経て決定する。

第7条 本会会則の改正は委員会の発議により総会の議を経て行う。

付則

1. 年会費3000円、10年分一括割引会費を25000円、終身会費50000円とする。
また、研究会誌『言語文化と日本語教育』購入希望の機関・団体向けに「ジャーナル会員」枠を設け、年会費は1500円とする。（2016年度より変更）
2. 3年以上会費未納者は退会とみなす。
3. 故佐々貴義式先生の本研究会への尽力に謝するため、また日本語教育に関する研究の発展に資するため、佐々貴先生のご遺族からの寄付金により基金を創設する。その基金により「佐々貴義式言文賞」を設ける。本賞は、設立当初は『言語文化と日本語教育』採択論文を対象として運用した。
第52回研究会より、口頭発表・ポスター発表者から各1名を選考し、受賞者には表彰状及び副賞として5千円を授与する。賞の対象となる発表者はお茶の水女子大学学生とする（休学中も含め、学籍のある方。共同発表の場合、筆頭発表者で判断する）。